

「山形県幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」の一部改正について意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和2年2月5日～令和2年3月5日

2 提出された意見の件数

2件（意見者数 1名）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

意見の概要	県の考え方
幼保連携型認定こども園の業務が増加及び内容が複雑化している。副園長の要件を保育士等の資格取得者に限らず、労務管理や出納・会計管理等に係る分野からの人材の登用について考えていただきたい。	幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格については、内閣府令で規定されており、保育士等の資格取得者のほか、幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有し、資格を有する者と同等の資質を有すると認められれば、副園長及び教頭として任命することができます。
幼稚園教諭の免許更新は、保育所等で実務経験があるが、幼稚園教諭免許が休眠状態になっている保育士の場合、一定の条件の下、自動更新できるなどの救済措置があれば、人材不足の課題解決になると考える。	幼稚園免許の更新制度は、教員職員免許法に定められた法令事項であり、県で独自に救済措置を設けることはできません。